

地域少子化対策強化事業実施計画書（市町村分）

都道府県名 三重県

市 町 名	名張市
事 業 名	チャイルドパートナー事業
事業の趣旨・目的	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うため、ハイリスクアプローチからポピュレーションアプローチへの転換を図り、全ての妊産婦及び子どもの保護者を対象とした予防的支援を実施する体制を構築することにより、安心して、子どもを産み、育てられる環境を整備することを目的としています。
実 施 期 間	交付決定後 ～ 平成27年3月31日
所 要 見 込 額	8,000,000 円
地域の実情と課題	<p>名張市は、市制発足当時（昭和29年）、人口は約3万人でしたが、昭和40年代以降、大規模な宅地開発を進めた結果、ピークの平成12年には85,362人まで人口が増加しました。しかし、その後は人口が減少傾向にあり、平成25年には81,700人となっています。</p> <p>また、合計特殊出生率は、1.38（平成23年）であり、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口においても、平成22年からの10年間で0歳から14歳までの人口が約18%減少することとされており、急速な少子化が進んでいく見通しとなっています。</p> <p>そうした状況の中、子どもを産み、育てたいという希望を持つ方の希望を叶えていくための施策が必要だと考えていますが、市の実施した調査により、第1子・第2子の妊婦よりも、第3子以降の妊婦の方が不安やとまどいを感じている割合が多いことが明らかになりました。</p> <p>また、現行の母子保健事業や子育て支援サービスは一体的に提供されているとは言えず、どちらも結婚前・妊娠前、産後早期のサービスは無く、住民のニーズは満たせてないと予測されます。従来の指標（年齢や子どもの状態等）によるハイリスクアプローチ（養育支援訪問事業等）のみでは、十分に安心して子どもを産み、育てられる環境が整備されているとは言えないことが分かり、新たな相談支援体制を構築することが課題となっています。</p> <p>妊娠を知ったときに不安を感じた妊婦の割合： 第1子の妊婦 6.5%、第2子の妊婦 9.3% 第3子以降の妊婦 22.4%</p>
事 業 内 容	<p>1 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うための仕組みの構築 少子化対策県民運動等推進事業（県事業） 結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が安心して産み育てられる地域社会づくりをめざして、多様な主体の参画を得ながら少子化対策に関する県民運動を展開</p> <p>2 結婚に向けた情報提供等 みえの出会い支援事業（県事業） 結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の実現に向け、結婚に向けた情報提供等に取り組む。</p> <p>3 妊娠・出産に関する情報提供 妊娠出産前サポート事業（県事業） 妊娠・出産に関する相談体制づくりや医学的な知識に関する普及啓発を図る。</p> <p>4 結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備 チャイルドパートナー事業（新規） 上記の実情や課題を踏まえ、子どもを産み、育てたい環境を整備するため、また、ライフプランの中に結婚や子どもを産むことに対する希望を持つことができたり、その希望が実現できるようにするため、妊娠（母子健康手帳の発行）段階から小学校に就学するまでの間、市に居住する全ての妊産婦及び子どもの保護者を対象とし、妊婦健診及び乳幼児健診の結果を踏まえた助言やニーズを踏まえた適切なサービスを紹介する人材であるチャイルドパートナー【看護職】を住民に身近な場所（公民館等）に配置し、全ての妊産婦及び保護者に対する伴走型の予防的支援を行います。 また、チャイルドパートナーの指導と監督、他機関との連絡調整や産後ケアや子育て支援などの他事業との調整役をスーパーバイザー【保健師・助産師】として設置し、妊娠中から育児期の支援と共に思春期や結婚・妊娠前からの健康づくりを視点とした結婚から子育てまでの切れ目ない支援の体制づくりを行ないます。 この事業は「名張市子ども3人目プロジェクト」の一環として取り組みます。 推進にあたり、地域内において、子育て支援の様々な取り組みが検討され提供されることが、ソーシャル・キャピタルの醸成と地域の介護予防・健康づくり推進のために魅力のある取り組みとなることもめざしています。</p> <p><事業の先駆性> 全ての妊産婦及び保護者に身近な場所で、看護職のチャイルドパートナーが伴走するとともに、チャイルドパートナーと他機関・他事業と連絡調整役が配置されており、切れ目の目のない支援体制として先駆的なものである。</p>
事 業 の 効 果	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者の拡大（124人以上） 養育支援訪問事業を活用した支援の対象者124人（平成24年度） 合計特殊出生率の上昇（1.38以上）
都 道 府 県 と の 連 携 方 法	1、2、3の部分は県事業で補充し市独自事業と合わせ結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」を行います。